

議事要旨(3) 実務対応報告公開草案「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い(案)」について

湯川専門研究員より、資料「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い(案)」について、第103回企業会計基準委員会(4月25日開催)以降の修正点を中心に説明がなされた後、審議が行われた。前回の委員会からの主な修正点は、以下のとおりである。

- 専ら第三者に販売する目的で排出クレジットを取得する場合において、出資を通じて取得するケースの会計処理として、排出クレジットが分配された場合、当初からの投資目的どおりの取得であるときには投資元本の帳簿価額から減額し、投資の成果であるときには収益として認識することから、以下の通りに会計処理することが明記された。
 - 当初から排出クレジットでの分配を期待しており、投資が継続している場合には、分配された排出クレジットの取得原価は、これまで保有していた出資額のうち、実質的に引き換えられたものとみなされる額とする。
 - 出資後に生じた利益の分配など、投資が継続しているとみなされる中で当該投資の成果として排出クレジットの分配が行われた場合には、分配された排出クレジットの時価をもって収益として計上する。
- 上記により、分配された排出クレジットについては棚卸資産として処理し、期末における正味売却価額が、当該取得原価よりも下落している場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額とすることが明記された。

委員等より、の「実質的に引き換えられたものとみなされる額」が何に該当するのか不明確ではないかという意見がなされたことから、「出資額のうち」から「出資の帳簿価額のうち」という修正がなされた。また、今後排出クレジットの活発な取引市場が整備された場合の金融投資としての取引が生じた場合の取扱いについて、記載されている内容に関する確認がなされた。

審議の後、採決が行われ、具体的な字句等の修正に関しては委員長に一任の上、当該公開草案については出席委員全員の賛成により公表が議決された。

以上